

西東京市広告付きAED設置事業者募集要項

西東京市が管理する防災・保谷保健福祉総合センターに、広告付きAEDを設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札により決定します。

この入札に参加される方は、この募集要項に基づき、次の各事項をご承知のうえお申込みください。

1 目的

市有財産の有効活用を図りながら歳入を確保するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体でない者であること。
- (3) 東京都に本店、支店又は事業所等のサービス拠点を有する法人であること。
- (4) 過去5年間に、広告付きAEDの設置業務において自ら管理・運営する2年以上の実績を有していること。
- (5) 国税及び都税・市税の未納がないこと。
- (6) 法令等の規定により設置・運営等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (7) AEDの設置及び維持管理に必要な高度管理医療機器等販売業・貸与業の資格を有する者又は同資格を有する者を協力会社に指定できる者であること。

3 入札に付する事項及び条件等

(1) 貸付物件等

貸付場所	貸付面積	貸付位置
西東京市中町一丁目5番1号 防災・保谷保健福祉総合センター1階	幅85cm×奥行80cm	別紙1参照

※貸付面積には、転倒防止器具の設置部分を含みます。

(2) 貸付条件等

①貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとし、更新はしないものとします。ただし、市が公用又は公共用に供するため必要が生じた場合、設置事業者（借受者）が貸付条件のいずれかに違反する行為を行った場合その他の市長が特に必要と認める場合は、貸付契約を解除することがあります。

②貸付料

入札額の記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額（年額）としますので、年度当初に市が発行する納入通知書により市が指定する日までに全額納入してください。

③その他必要経費

広告付きAEDの設置及び撤去に要した工事費、移転費等その他必要とされる一切の経費については設置事業者の負担とします。別紙1に示した場所に、外形寸法を超えないものを設置してくだ

さい。

④広告付きAEDの機能等

「西東京市広告付きAEDの設置に関する仕様書」のとおり

(3) 禁止事項

- ① 広告付きAEDを設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ② 広告付きAEDの設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。
- ③ 貸付物件を広告付きAED設置以外の用途で使用することはできません。

(4) 維持管理責任

- ① 広告付きAEDの維持管理については、設置事業者が行ってください。

なお、広告付きAEDが汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について西東京市の責に帰することが明らかな場合を除き、西東京市はその責を負いません。

- ② 掲載する広告については、「西東京市広告付きAEDの設置に関する仕様書」第3各項の規定を遵守しなければなりません。
- ③ 広告付きAEDの設置にあたっては、設置事業者の負担により転倒防止等の必要な安全措置を行わなければなりません。
- ④ 広告付きAEDの故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において対応してください。

(5) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合は、自己の負担において現状に回復しなければなりません。この場合において、広告付きAEDの設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について補償を請求することはできません。

4 物件参考データ

(1) 貸付物件の稼働日

年末年始（12月29日から翌年1月3日）並びに土曜開庁日を除く土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時

※土曜開庁日：毎月第1、第3及び第5土曜日の午前9時から午後0時30分

- (2) その他庁舎の各種設備点検等により、稼働出来ない日があります。

5 入札参加申込

(1) 提出方法

下記④に記載の書類を持参又は郵送により提出してください。電話、電報、テレックス、ファクシミリ及びインターネットによる提出は受け付けません。郵送により提出をする場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に「**西東京市広告付きAED設置に係る応募関係書類**」と明記してください。

なお、郵送による未着、遅延等の事故については、原因の如何を問わず、市では責任を負いません。

(2) 提出先

〒202-8555

西東京市中町一丁目5番1号

西東京市総務部危機管理課災害対策係 宛

電話 042-438-4010 メール kikikanri@city.nishitokyo.lg.jp

(3) 提出期間

令和7年11月25日（火）から12月5日（金）まで（午後5時必着）

西東京市の休日を定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に定める西東京市の休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間受け付けます。また、郵送による未着、

遅延等の事故については、原因の如何を問わず、市では責任を負いません。

(4) 申込書類

No.	申 込 書 類	摘 要
1	入札参加申込書兼誓約書（別紙2）	
2	法人登記簿謄本（発行後3か月以内のものに限る）	現在事項全部証明書
3	国税、市民税の納税証明書（直近年度のもの）	国税は「法人税」及び「消費税及び地方消費税」（様式その3の3） 市民税は「法人市民税」（西東京市内に本社又は事業所がある法人の場合）
4	業務実績書・サービス拠点申告書（別紙3）	
5	応募資格要件で指定した地域内に本店、支店又は営業所等サービス拠点が所在することを証する書類（会社概要パンフレット等）	上記別紙3により、所在地を確認できる場合は、提出不要
6	許認可等を証する書類	許認可等を要する場合に限り提出
7	設置する広告付きAEDのカタログ等	1部

6 入札参加資格の確認等

上記5の申込書類による入札参加資格の有無を確認後、入札参加資格確認通知書及び入札書（別紙4）を交付します。

7 質問及び回答

募集要項等の内容に関する質問はメールにて受け付けます。受付期限は、令和7年12月5日（金）午後5時までです。質問に対する回答は、同月8日（月）以降、メールにてすべての質問と回答を応募者全員に送付します。なお、電話での質問にはお答えできません。

【提出先】

西東京市総務部危機管理課災害対策係 宛

電話 042-438-4010 メール kikikanri@city.nishitokyo.lg.jp

8 入札者の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。入札の受付前にあっては入札辞退届（任意の様式）を前記7の提出先に持参又は郵送（開札日の前日までに到達するものに限る。）してください。入札の受付中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書（別紙4）を、入札を執行する者に直接提出してください。

9 入札の受付及び開札の日時と場所等

入札の受付及び開札の日時と場所は次のとおりです。入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった入札額の110分の100に相当する金額を入札書（別紙4）に記載し、封緘して提出してください。

	日 時	場 所
入札の受付	令和7年12月8日（月）から同月18日（木）まで（西東京市の休日を定める条例に定める西東京市の休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間受け付ける。）	西東京市中町一丁目5番1号 防災・保谷保健福祉総合センター 5階 西東京市総務部危機管理課 災害対策係
	令和7年12月19日（金） 午前10時30分から午前11時まで	西東京市中町一丁目5番1号 防災・保谷保健福祉総合センター 6階 関係機関連絡室
開 札	令和7年12月19日（金） 午前11時から	

10 入札保証金

入札保証金は免除とします。

11 落札者の決定

落札者は西東京市が設定した予定価格以上の最高金額の入札参加者とします。ただし、最高金額の入札参加者が複数いる場合は、当該入札参加者のくじ引きによって落札者を決定します。この場合において、入札の辞退は認めません。くじを引かない入札参加者がいる時は入札事務に関係のない西東京市職員がくじを引くものとします。

12 入札書（別紙4）の書換えの等の禁止

一度入札箱に投入した入札書（別紙4）の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

13 入札参加者の失格

次の事項に該当したときは、入札に参加できません。

- (1) 理由の如何を問わず、所定の時間内に入札しないとき
- (2) 本要項に記載した事項に違反したとき

14 入札の無効

次の事項に該当した入札は、無効となります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 入札書（別紙4）の記載事項が不明なもの
- (3) 入札書（別紙4）に不備があるもの
- (4) 入札書（別紙4）の金額の表示が改ざん、又は訂正されたもの
- (5) 入札参加者が連合して不当に価格をせり下げ、他の人の正常な競争入札への参加を妨げ、又は係員の職務を妨害したとき。
- (6) 2枚以上の入札書（別紙4）を提出したとき。
- (7) 上記の他、本要項に記載した事項に違反したもの

15 入札結果の公表

入札の結果については、入札参加者名及び入札金額を市のホームページで公表します。

16 契約の締結

設置事業者は、決定の日から14日以内に市有財産賃貸借契約書（案）（別紙5）により契約を締結しなければなりません。

17 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他関係法令等の規定によります。
- (2) 契約及び貸付手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。
- (3) 契約締結後、許認可を要する場合には、広告付きAED設置までに許認可を証する書類（許可証の写しなど）を提出してください。
- (4) 応募書類等は、一切返却しません。
- (5) 入札後は、いかなる理由をもってしても、入札に関する手続き及び入札について、異議を申し立てることができません。